

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画

【資料編】

パブリックコメント(案)

北九州市環境審議会事務局

目次

I 新たな計画目標設定の考え方（本編「第3章 新たな目標値」関連）

1	ごみ量の将来予測	2
2	将来予測結果とごみ量（家庭系・事業系）目標値の見直し	2
3	指標の見直し・新規追加	3
4	モニタリング項目	5

II 各施策の詳細（本編「第4章 4つの視点で進めていく取組み」関連）

1	3Rの推進による地域循環システムの構築	
(1)	家庭ごみの3Rの推進	1 0
(2)	事業系ごみ減量・リサイクルの推進	1 6
(3)	プラスチックごみ対策	1 8
(4)	食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）	2 1
(5)	ごみ処理施設の今後のあり方の検討	2 7
(6)	ごみ処理の広域連携	2 9
(7)	災害廃棄物処理	3 0
(8)	適正処理の推進と安全・安心の確保	3 1
(9)	ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上	3 2
(10)	産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進	3 3
2	循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展	
(1)	環境教育・環境学習の推進	3 6
(2)	環境を意識したライフスタイルの見直し	3 8
(3)	地域コミュニティ・NP0・事業者の環境活動の推進	4 2
3	脱炭素社会、自然共生社会への貢献	
(1)	廃棄物処理における脱炭素社会への貢献	4 4
(2)	自然共生の推進	4 5
(3)	まち美化対策の推進	4 6
(4)	海岸漂着物等の処理	4 7
(5)	不法投棄防止対策	4 8
(6)	生活排水の適正な処理	4 9
4	「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進	
(1)	リサイクルを軸とした環境産業の創出・育成・支援	5 1
(2)	環境国際協力・環境国際ビジネスの推進	5 4
(3)	市の事業活動における資源の循環利用の推進	5 8

I 新たな目標値設定の考え方（本編「第3章 新たな目標値について」関連）

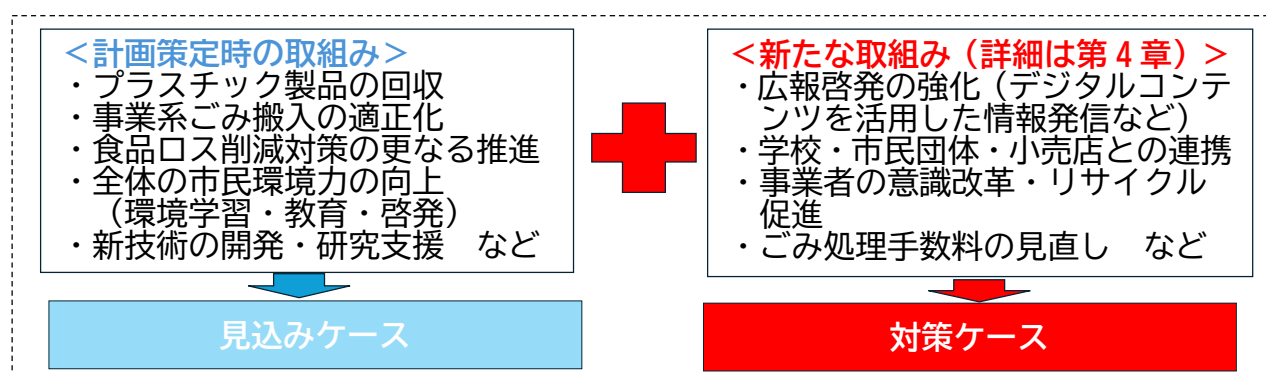
1 ごみ量の将来予測

過去10年間の動向が将来も続くものとして、排出原単位（1人1日あたりの量）を近似式※により求め、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）を乗じて「見込みケース」のごみ量を算出、更に、新たな取組みを踏まえた「対策ケース」のごみ量を算出しました。

※ 環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、トレンド法により試算。

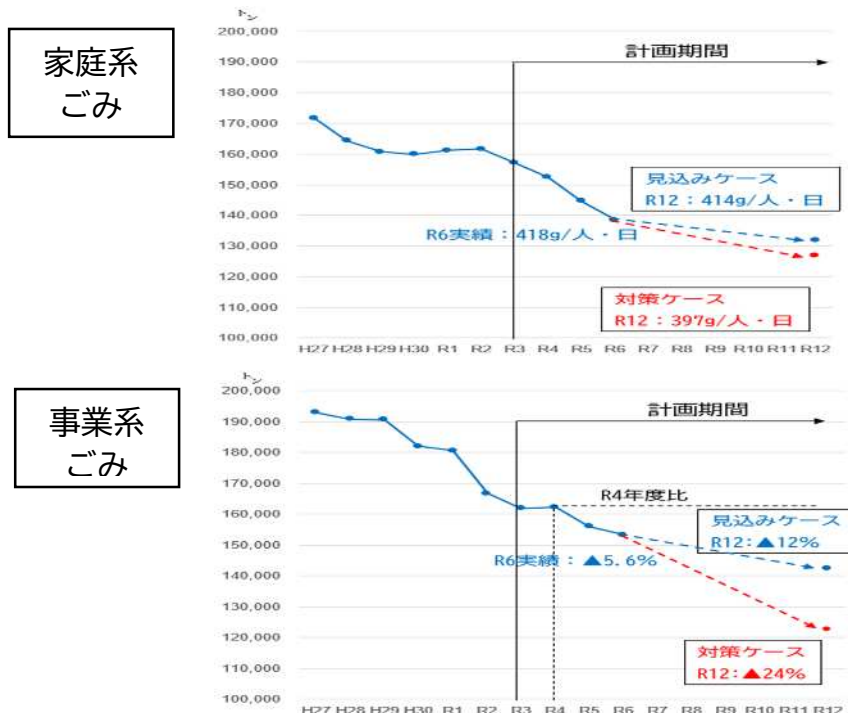
見込みケース：計画策定時の取組みを継続し、これまでの動向が将来も続くものとして試算。

対策ケース：見込みケースに、新たな取組みを加えて再試算。



2 将来予測結果とごみ量（家庭系・事業系）目標値の見直し

「対策ケース」として算出した「令和12（2030）年度ごみ量」に基づき、新しい目標値を設定します。



3 指標の見直し・新規追加

(1) 指標の見直し

指標としての「リサイクル率」は、紙の流通量の減少やプラスチック容器の軽量化などの発生抑制（リデュース）、インターネット等を活用した個人間取引や民間のリユース市場の拡大（リユース）の影響により今後も資源回収量の減少が見込まれます。また、市が把握できない民間の資源回収量の増加により市民の分別努力が正しく反映できなくなりつつあります。このため、ごみ減量化に向けた施策立案や効果の検証が困難となりました。

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{資源化物回収量}}{\text{ごみ量} + \text{資源化物回収量}}$$

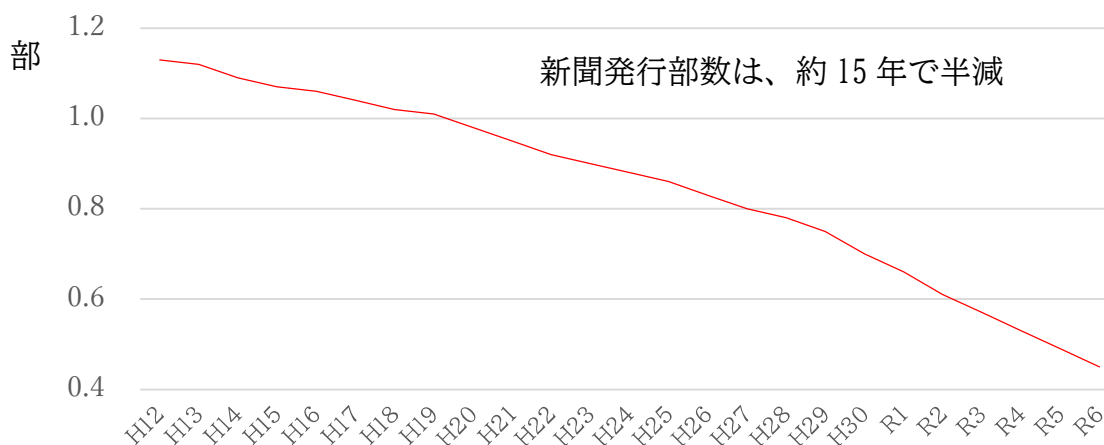
(参考) 資源物消費量

(1) 日本の紙類消費量 (公財) 古紙再生促進センター



2005 年頃をピークに、紙類消費量、古紙回収量は減少

(2) 新聞の一世帯あたり発行部数 ((一社) 日本新聞協会))



新聞発行部数は、約 15 年で半減

(参考) 資源物消費量削減に係る取組み例

(3) プラスチック資源循環等に資する取組事例集 (R5.3 環境省・農林水産省)

取組み	事例(抜粋)
袋の薄肉化・縮小	味の素(株)：ほんだし 0.5g/袋→0.3g/袋 (株)紀文食品：さつま揚げ包装形態変更により 24%減 (株)日清製粉ウェルナ：冷凍パスタ包装の簡素化による 30%減 森永製菓(株)：ラムネのパウチの薄肉化により 14%重量削減 日本ハム(株)：シャウエッセンの新包装化により使用量 28%減
トレイ廃止	(株)ブルボン：クラッカー等 4 品のトレイ廃止により 40 トン/年の削減
進化キャップ	エスビー食品(株)：チューブ入り香辛料のキャップ重量 28%減
トレイ削減	(株)エフピコ：一部容器の薄肉化(25%減) 発砲率を高めて軽量化(38%減) 素材変更による軽量化(60%減)
ラベルレス	アサヒ飲料(株)：ラベルレスボトル

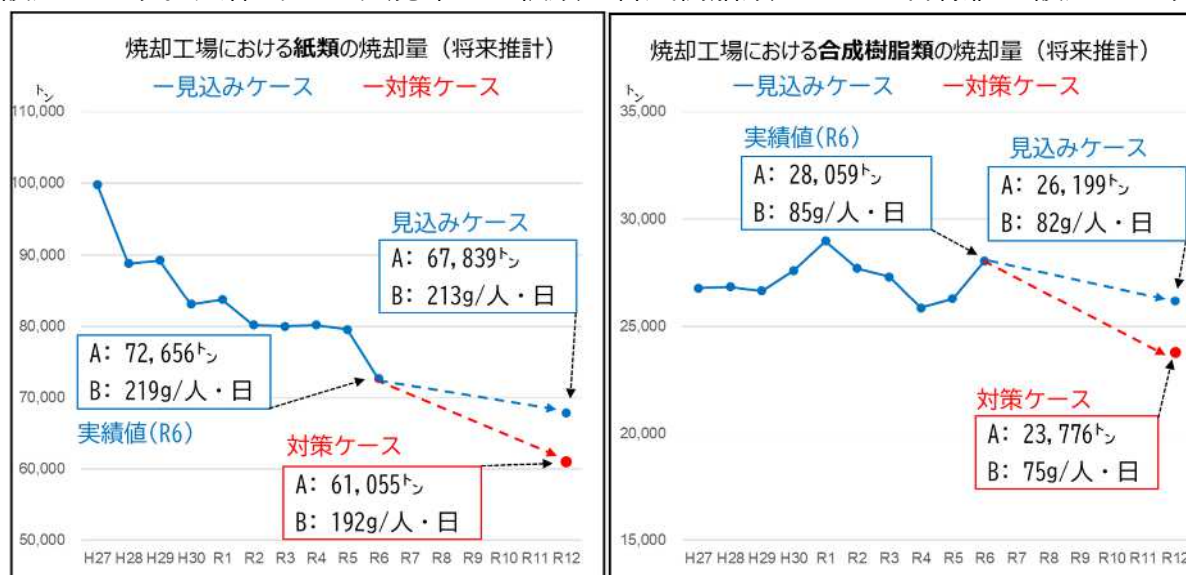
(4) ペットボトルの軽量化 (PET ボトルリサイクル推進協議会)

自主行動計画 2025「指定 PET ボトル全体で平成 16(2004)年度比 25%以上の軽量化」

⇒令和 6(2024)年度実績：28.1%軽量化

(2) 新たな指標の追加

そこで、「回収した資源」ではなく、「焼却した資源」を新たな指標とし、目標値を設定します。具体的には、焼却した紙類・合成樹脂類について目標値を設定します。



A：令和 12(2030)年度の焼却量

B：令和 12(2030)年度の市民 1 人一日あたりの焼却量

(3) 新たな計画目標の設定

以上の検討を踏まえ、以下とおり新たな計画目標を設定しました。

計画目標

項目	基準年度	現状 (R6年度)	旧計画目標 (R12年度)	新計画目標 (R12年度)
市民1人一日あたりの家庭ごみ量	468g (R1)	418g	420g以下	400g以下
事業系ごみ量 (市の施設で処理した量)	162,292トン (R4)	153,267トン	157,682トン以下	R4比20%以上削減 (129,833トン以下)
市民1人一日あたりの紙類の 焼却量 (乾燥重量)	243g (R1)	219g	—	195g以下
市民1人一日あたりの合成樹脂類の 焼却量 (乾燥重量)	84g (R1)	85g	—	75g以下
一般廃棄物処理に伴い発生する CO2排出量	88千トン (R1)	95千トン (速報値)	60千トン以下	60千トン以下
産業廃棄物の最終処分量	203千トン (H30)	283千トン (R4)	170千トン以下	170千トン以下

※赤枠内：今回見直したもの、その他：従前計画を引継ぐもの

4 モニタリング項目

以下の項目については、目標値を定めずにモニタリングを継続していきます。

(1) 一般廃棄物

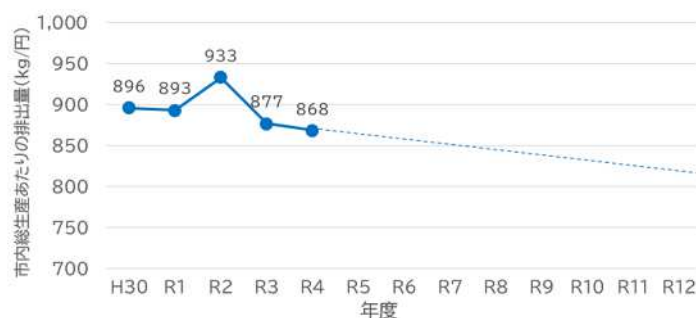
従前の計画目標であった「リサイクル率」、焼却した資源の指標の一つである「家庭ごみに含まれるリサイクル可能な紙類の量・プラスチックの量」については、モニタリングを継続していきます。

(2) 産業廃棄物

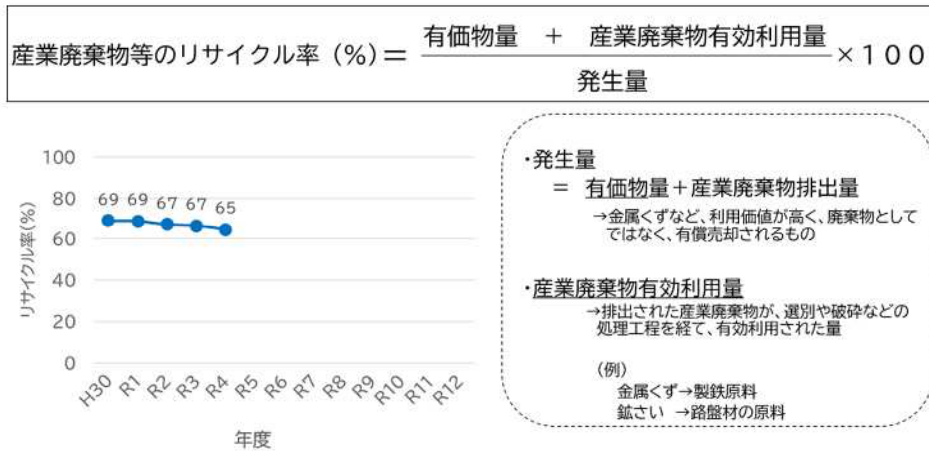
より多くの付加価値を少ない廃棄物量で生み出すための指標として、「市内総生産あたりの産業廃棄物排出量」をモニタリング項目として設定します。こちらは、長期的なトレンドとして単位経済活動あたりの排出量が減少傾向となることを目指し、継続的なモニタリングを行い、将来的に適切な目標値の設定を図ります。

$$\frac{\text{市内総生産(※)あたりの産業廃棄物排出量 (kg/円)}}{\text{市内総生産}} = \frac{\text{産業廃棄物排出量}}{\text{市内総生産}}$$

(※) 北九州市市民経済計算 1表 経済活動別市内総生産(生産側、名目)



また、サーキュラーエコノミーに向けた産業廃棄物の資源化の評価を行うため、「リサイクル率」を新たなモニタリング項目として設定します。近年は緩やかに減少していますが、継続的なモニタリングを行い、将来的に適切な目標値の設定を図ります。



モニタリング項目

項目	現状 (R6年度)
リサイクル率（一般廃棄物） うち、家庭系リサイクル率	26.2% 27.9%
家庭ごみに含まれるリサイクル可能な紙類の量（住居併設事業所を含む）	22,783トン
家庭ごみに含まれるリサイクル可能なプラの量（住居併設事業所を含む）	14,433トン
市内総生産あたりの産業廃棄物排出量	868kg/円 (R4)
産業廃棄物等のリサイクル率	65% (R4)

Ⅱ 各施策の詳細（本編「第4章 4つの視点で進めていく取組み」関連）

1 3Rの推進による地域循環システムの構築

- (1) 家庭ごみの3Rの推進
- (2) 事業系ごみの3Rの推進
- (3) プラスチックごみ対策
- (4) 食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）
- (5) ごみ処理施設の今後のあり方の検討
- (6) ごみ処理の広域処理
- (7) 災害廃棄物処理
- (8) 適正処理の推進と安全・安心の確保
- (9) ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上
- (10) 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進



2 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展

- (1) 環境教育・環境学習の推進
- (2) 環境を意識したライフスタイルの見直し
- (3) 地域コミュニティ・NPO・事業者の環境活動の推進



3 脱炭素社会、自然共生社会への貢献

- (1) 廃棄物処理における脱炭素社会への貢献
- (2) 自然共生の推進
- (3) まち美化対策の推進
- (4) 海岸漂着物等の処理
- (5) 不法投棄防止対策
- (6) 生活排水の適正な処理



4 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

- (1) リサイクルを軸とした環境産業の創出・育成・支援
- (2) 環境国際協力・環境国際ビジネスの推進
- (3) 市の事業活動における資源の循環利用の推進



「地消・地循環の考え方」

北九州市では、「ものづくりのまち」として発展してきた強みを活かし、循環型社会の実現のため進めてきた「北九州エコタウン事業」により、我が国最大級のリサイクル事業が集積しています。

このエコタウン事業をはじめ、市内で消費された様々なものが、市内のリサイクル企業で再資源化され、再び新たなものづくりや市民生活に活かされています。

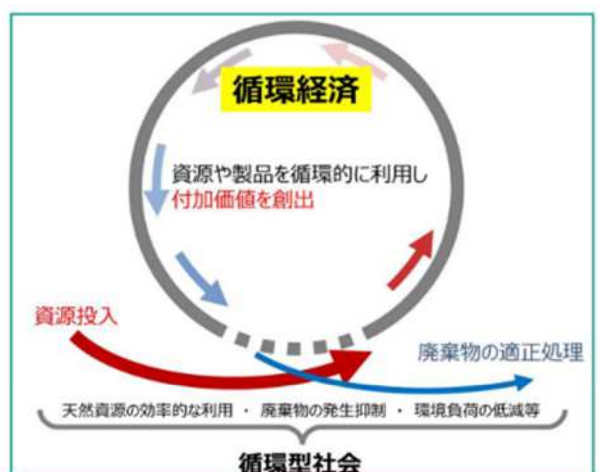
本計画では、このような本市の特性と強みを活かした資源循環の流れを「**地消・地循環**」と表し、推進していくことで、環境と経済の好循環や、環境への負荷をさらに低減した循環型社会の構築を目指します。



その他、古紙や食品廃棄物、携帯電話、OA 機器などのほか、各種リサイクル法に対応した品目のリサイクル（自動車、家電、プラスチック、建設混合廃棄物）、最先端技術の実証研究施設により、地消・地循環を推進します。

(参考) 国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」について

- ・循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります。
- ・循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するものです。
- ・循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールです。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの
構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

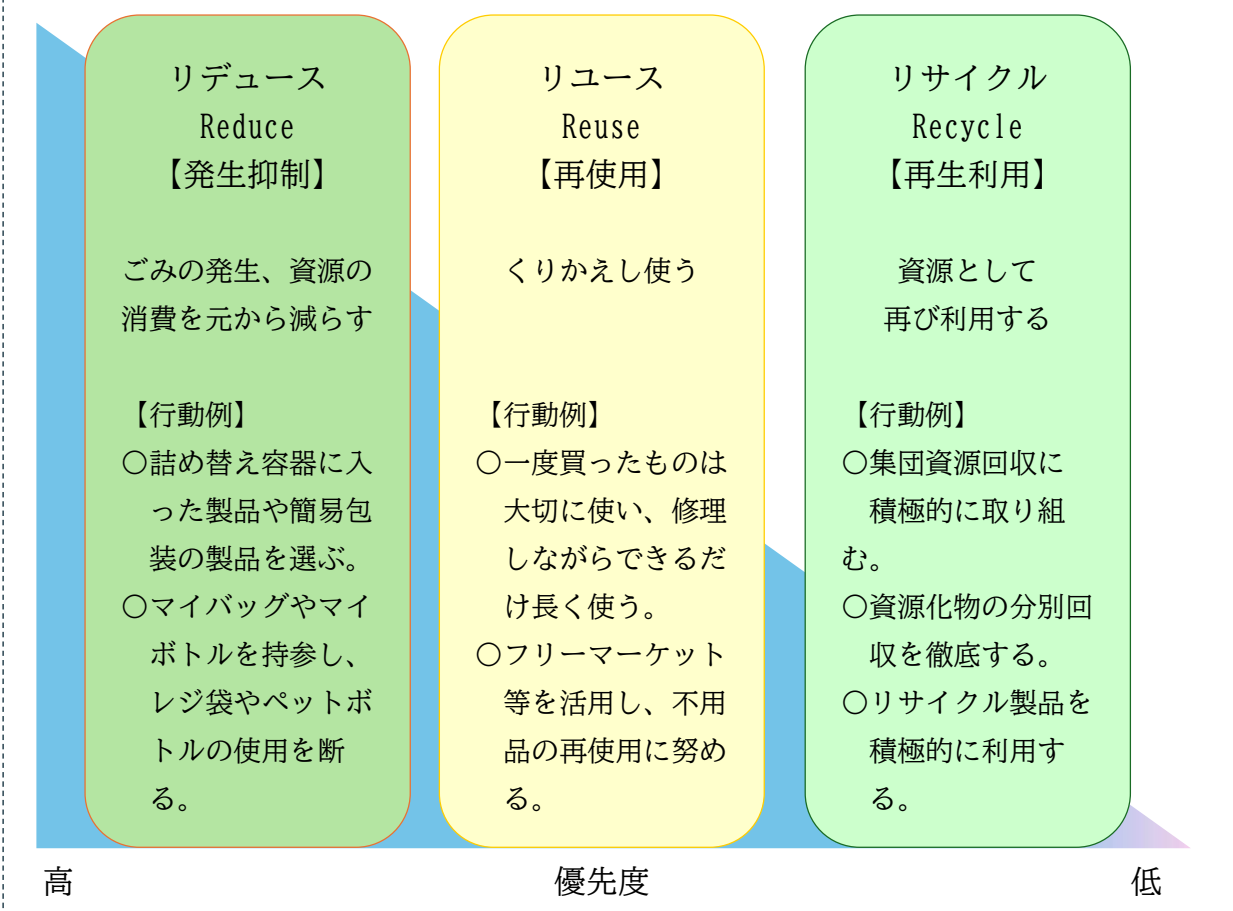
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

1 3Rの推進による地域循環システムの構築

(参考) 3Rについて

廃棄物の「リデュース (Reduce)」、「リユース (Reuse)」、「リサイクル (Recycle)」の3つの行動の頭文字をとった総称です。

ごみを限りなく減らすことで、ごみの焼却や埋立処理による環境への負担をできるだけ少なくし、さらに、限りある地球の資源の使用を減らすために、資源を有効的に繰り返し使う社会（循環型社会）を実現するための、重要なキーワードとして位置づけられています。



(1) 家庭ごみの3Rの推進

家庭系ごみについては、目標値である市民1人一日あたりの家庭ごみ量は減少傾向にあるものの、組成調査では、紙類やプラスチック製容器包装など、リサイクル可能なものがまだ含まれています。

持続可能な都市の実現に向け、3Rの取組みをより一層強化するとともに、特にリサイクルについては、さらに分別を徹底していくことが必要です。

1) リサイクルの推進

これまでの分別・リサイクルの制度をより一層促進するとともに、資源化物を分別する意義や適正な分別方法、リサイクル情報について、様々な媒体を活用して改めて分かりやすく周知します。さらに、北九州エコプレミアムの認定や市内で開催する展示会「エコテクノ」への出展などを通じ、リサイクル製品の情報の発信を図ります。

① プラスチックのリサイクル

プラスチックに対する分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るための広報、周知啓発等を行います。(18 ページ「プラスチックごみ対策」参照)

② かん・びん、ペットボトルのリサイクル

分別が容易で分かりやすく、制度として定着しており、市民の協力もあって高い分別率を維持しています。今後も、分別方法について分かりやすく周知し、さらなる回収量の増加を目指します。

③ 生ごみ(厨芥類)の減量化・資源化

家庭ごみの約半分を占めている生ごみの中には、買いすぎ等で封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、作りすぎ等で食べ残してしまった食品がたくさん入っているほか、約 80%の水分が含まれているという特徴があります。これらのことから、「使い切り・食べ切り・水切り」の「3 切り運動」のほか、家庭で取り組むことができる生ごみリサイクル講座やリデュースクッキング講座等の開催、イベントやプロスポーツ会場でのデジタルコンテンツを活用した啓発などにより、減量化・資源化の取組みを推進します。

(「食品ロス」の削減について、詳しくは 21 ページ「食品ロスの削減」参照)

○「3 切り運動」の推進

- ・生ごみ減量化の基本的な取組みとして、必要な分だけの食材の購入や冷蔵庫のクリーンアップ等による使い切り、食べ切り、生ごみの水分を減少させる水切り等について、市民への周知・啓発を強化していきます。

○生ごみリサイクル

- ・生ごみリサイクル講座

生ごみコンポスト化容器の作成方法や使用にあたってのコツが学べる「生ごみコンポスト化容器活用講座(市主催)」や「民間団体主催のコンポスト講座の支援」を実施し、各家庭で取り組むことができる生ごみリサイクルを推進します。

- ・継続的な取組みへのフォローアップ

家庭で行う生ごみリサイクルは、臭いや虫の発生などのトラブルが原因で、うまくいかずにやめてしまうというケースが多くあります。

そこで、コンポスト化容器を使用中のトラブルや悩みの相談を受ける「生ごみコンポストなんでも相談会」の実施や余剰堆肥の回収事業（コミュニティコンポスト設置事業）などにより、地域や家庭での継続的な取組みを促進します。

- ・リデュースクッキング講座

生ごみの排出を減らしたり、余った食材を活かすことができる調理方法等を学べるクッキング講座を年2回開催しているほか、市ホームページでレシピを公開しています。

令和8（2026）年度から環境省の助成事業を活用して、北九州市食生活改善推進員連絡協議会と協働で年7回の講座を開くほか、西部ガスが年2回の講座を開催しています。

今後、北九州市の食品ロスの状況やリサイクルの様子、動画やレシピの掲載など、デジタルコンテンツを活用しながら、市民に分かりやすく取組みを広げる工夫をしていきます。

【生ごみコンポスト化容器活用講座】



【リデュースクッキング講座】



④ 古紙のリサイクル

市民や地域団体が主体的に新聞や雑誌など古紙の回収に取り組んでいる「集団資源回収」に対し奨励金を交付する制度や保管庫の貸与により、古紙のリサイクルを推進します。

令和8（2026）年4月から、事業系古紙も集団資源回収で取り扱えるよう制度を見直したことなど、今まで以上に古紙リサイクルに向けた普及啓発と取組みの充実を図ります。さらに、ごみとして捨てられがちな雑がみも大事な資源であることや、適正な分別方法、リサイクルの仕組みについて、市民に対しきめ細かに周知・啓発するとともに、全まちづくり協議会とも連携して、より一層の回収促進を図ります。

【資源回収に取り組む団体に無料で保管庫を貸与】



【地域住民の古紙回収】



⑤ 紙パック、トレイのリサイクル

トレイについては、プラスチック製容器包装としても分別できますが、単独で収集されれば、再びトレイとしてリサイクルできることを周知するなど、質の高いリサイクルを推進します。

また、紙パックは、上質な紙資源であることから、市内の事業者でリサイクルする仕組みを構築しています。自分たちが分別したものが資源としてリサイクルされているという成果を分かりやすく理解することで、家庭での分別促進にもつながるような取組みを進めます。

⑥ 古着のリサイクル

回収からリサイクル加工までに関わる事業者や周辺都市が参加する「北部九州・古着地域循環推進協議会」を設立し、一体的に古着の分別・リサイクル事業を行っています。

また、平成 28(2016) 年からは、地域における古着の資源回収を促進するため、市に登録した団体が集めた古着に対し奨励金を交付する制度を開始しました。

回収した古着は、主に自動車の内装材等へリサイクルされ、一部の再使用可能なものは衣類としてリユースされています。

今後も、古着の地域循環システムを促進するため、市民団体・事業者の活動や、周辺都市とも連携しながら、取組みを進めます。

⑦ 剪定枝のリサイクル

家庭で剪定した枝（剪定枝）のリサイクルに取り組む地域団体を対象に、剪定枝の回収及びリサイクルに伴う経費を市が負担します。また、回収した剪定枝は、民間のリサイクル施設でチップ化し、畜牛の敷きわら等へリサイクルします。

⑧ 廃食用油の回収

家庭で使用した廃食用油から生成したバイオディーゼル燃料（BDF）や発電用の燃料、航空機燃料（SAF）への活用を推進するため、市民周知や啓発に努めるとともに、市民センターをはじめ、スーパーや百貨店等に回収ボックスの設置を働きかけます。

⑨ その他のリサイクル

家庭から排出される小物金属や蛍光灯、小型電子機器など、その他の資源化物についても、市民センターやスーパー、ホームセンターなどに設置している回収ボックスによる拠点回収を活用したリサイクルの取組みを引き続き推進します。

また、リチウムイオン電池に由来した火事などが多発しているため、リチウムイオン電池が内蔵された小型電子機器やモバイルバッテリーなど充電式電池の回収は特に注意が必要です。区役所や市民センター、家電量販店に設置している指定の小型電子機器回収ボックスや充電式電池等回収ボックスでの回収を啓発しています。

このように、新たな分別の種類については、ごみ発生量の変化や、エコタウン事業をはじめとする市内のリサイクル施設の新たな整備などの社会的状況に応じて、柔軟に検討していきます。なお、新たな分別を導入する場合は、目的や趣旨を含め、市民への十分な周知を行います。

回収品目	主な回収場所
小物金属	ホームセンター、市民センター
蛍光灯	電器店
水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計	区役所、出張所
小型電子機器	区役所、市民センター、家電量販店
廃食用油	スーパー、市民センター
剪定枝	町内会等の地域団体
インクカートリッジ	市役所、区役所
電池類（充電式電池、乾電池等）	区役所、市民センター、家電量販店

⑩ 再生品の積極利用の促進

廃棄物のリサイクル等により製造された再生品の利用を促進するため、例えば、古紙をリサイクルした再生トイレットペーパー「北九州紙えこっパー」などについて、施設やイベントでの展示や販売先の紹介など、積極的にPRを行います。

2) 幅広い世代への啓発

これまでの紙媒体などを中心とした啓発に加えて、幅広い世代や地域団体、外国人市民など、それぞれの特性に応じた効果的なアプローチを重視した周知・啓発や行動変容を促していきます。

① デジタルコンテンツを活用した若年層への情報発信

（詳細は、38 ページ「環境を意識したライフスタイルの見直し」に記載）

SNS や動画のデジタルコンテンツを活用し、Z 世代や子育て世代などの若年層に対して、3R の実践方法を分かりやすく伝えることで、行動変容を促します。

【取組み例】

○SNS を活用した動画配信や市民参加型キャンペーンの実施

- プロスポーツチームの試合における啓発動画の上映や資源回収イベントの開催
- 食品ロス削減のためのアプリ活用を推進

② 学校・市民団体・小売店と連携した多面的な推進

（詳細は、38 ページ「環境を意識したライフスタイルの見直し」に記載）

教育現場における環境学習の充実、市民団体による地域活動の支援、小売店との協働を通じて市民の行動変容を促し、地域全体での 3R 活動を推進します。

【取組み例】

- 小学校での廃食用油回収および出前授業の実施
- 市民団体と連携した生ごみコンポスト講座の拡充
- 小売店における店頭回収ボックスの設置拡大および啓発イベントの開催

③ 外国人市民を含む転入者に向けた分別ルール周知

本市への転入者（外国人市民も含む）に対して、家庭ごみの分け方・出し方を解説した「分別大事典」（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語）と指定袋（家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック）各 1 セットを各区役所市民課で配布し、分別方法を周知しています。

また、外国語に対応した You tube 動画の公開や、日本語学校等で外国人向け説明会を行うなど、引き続き転入者や外国人に向けた周知を行います。

④ 持続的な行動促進のためのインセンティブ制度の導入

（詳細は、38 ページ「環境を意識したライフスタイルの見直し」に記載）

3R や地球温暖化防止など、市民の環境に関する行動変容を促進するため、環境活動へのポイント付与による、新たなインセンティブ制度の導入を検討します。

【取組み例】

- LINE を活用した環境活動へのポイント付与

3) リデュース・リユースの推進

3R の取組みはどれも重要ですが、特に、ごみの発生や資源の消費をもとから減らすリデュースの取組みが最も重要であり、次いで、不要になったものを再使用するリユースに取り組む必要があることから、関連施策を充実させていきます。

エコライフステージなどのイベントを通じた実践的な啓発を行うなどして、不必要なものは買わない、物は大切に永く使うなど、従来のライフスタイルからの転換を促します。

- ・マイボトル、マイバッグ持参の推進による使い捨てプラスチックの使用削減
- ・「残しま宣言」運動の展開による食品ロスの排出削減
- ・地域イベントやプロスポーツ会場など、市民が集まる場所での食品ロスの啓発
- ・市内スーパーや市民団体との協定に基づく、レジ袋の無料配布中止
- ・イベント等でのリユース食器の貸し出し

- ・古着のリサイクル事業で回収された古着のうち、再使用可能ものはリユースしていることの周知

（２）事業系ごみ減量・リサイクルの推進

事業系ごみ量は、近年減少傾向にあるものの、市の焼却工場で処理した一般廃棄物の約半分を占めています。また、市の焼却施設へ持ち込まれたごみの組成調査では、リサイクル可能なものや本来産業廃棄物として処理すべき物等の搬入不適物の混入も多く、対策の強化が必要です。このような状況を踏まえ、

- 事業者の意識改革とさらなるリサイクルの促進
- 焼却工場における検査・指導体制の強化
- ごみ処理手数料の見直し

この３つの方向性に従い、事業系ごみの減量・リサイクルの推進を図ります。

<周知・情報提供>

１）ごみ出しルールの周知徹底・指導

廃棄物処理法および本市条例に基づき、廃棄物の区分に応じた適正処理の方法や、資源化が必要な品目などの周知徹底に努めるとともに、違反者への指導強化に取り組めます。

２）集中的な事業所訪問

市の施設で処理する事業系ごみの約 25%を占める大規模事業所や新規開業の小規模飲食店等を中心に、集中的な事業所訪問を行い、ごみ出しルールの徹底や分別状況の確認のほか、減量・リサイクルの促進に向けて参考となる取組事例（職場でのごみ分別やプラスチックごみの排出削減に関する工夫など）等を紹介します。

また、条例対象事業所については、廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の作成を義務付けており、計画書未提出の事業者に対して指導を行うほか、事業系ごみの実態把握の結果等を踏まえ、対象事業者の要件を適宜見直します。

３）事業者に対する講習会等の開催

事業者の廃棄物処理に関する意識の醸成を図るため、条例対象事業所を対象に、「廃棄物管理責任者講習会」を毎年実施します。

事業系ごみの現状と対策のほか、廃棄物の適正処理の意義、事業者の責務（果たすべき役割）に加え、効果的な取組や先進事例等を紹介し、事業所のごみの減量・リサイクルを促します。

４）事業系ごみに関する周知・情報提供の効果的な手法の展開

事業系ごみの適正な分別や処理方法、リサイクルに関する情報について、事業系ごみに関するガイドブックのほか、ホームページ、公式 SNS 等の活用、事業者訪問などを通じ、分かりやすい周知啓発に努めます。

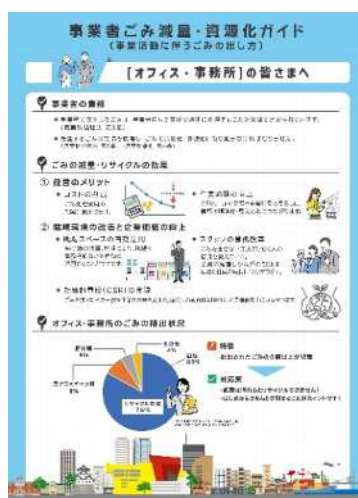
<リサイクルの推進>

5) 事業系古紙の回収促進

令和8（2026）年度に新たに作成した業種別のごみ減量・リサイクルガイドブックを通じ、古紙分別によるメリットや出し方の工夫などを排出ルール等とあわせて周知します。

また、従来、事業系古紙の無料回収を行ってきた市内の古紙回収事業者の拠点に加え、地域が取り組む集団資源回収に事業所も参加できるようにし、これまで以上に古紙リサイクルに向けた取組みの充実と普及啓発を図ります。

【事業系ごみガイドブック】



【事業系古紙回収拠点のチラシ】



6) 古着リサイクル（制服・作業着など）の促進

古着リサイクル事業の意義や取組みの継続的な周知を通じて、事業所から排出される制服・作業着などのリサイクルを促進します。

7) リサイクルの受け皿の拡大の検討

食品廃棄物など、処理業者の不足等が理由でリサイクルが進んでいないものについては、リサイクル業者の育成・支援や連携強化のほか、新たなリサイクル施設の誘致などにより、リサイクルの受け皿の拡大を検討します。

8) 事業者への支援

市内の中小企業等が、事業系ごみの減量・リサイクルに取り組む際に要する経費の一部を補助することで、減量意識の向上や取り組み活動の継続を図ります。

【事業系ごみチャレンジ補助金】



9) ごみ処理施設への搬入適正化の推進

処理施設への不適物や危険物の搬入は、火災や事故の原因となるほか、ごみ処理量全体の増加にもつながることから、搬入前の検査や悪質な搬入者への指導を行うなど、搬入物の適正化を推進します。

【工場展開チェック】



(3) プラスチックごみ対策

プラスチックは適正に分別することでリサイクル可能な素材ですが、古紙や金属等の他素材と比べると、有効利用される割合が低い状況です。また、リサイクルせず焼却した場合、温室効果ガスが多く排出されるため、地球温暖化の要因の一つです。

このような状況から、国は令和元(2019)年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable(持続可能な再生可能資源への代替)の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。また、令和4(2022)年には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関係するステークホルダーにプラスチックの資源循環の取組を促進するための対策を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることを目指しています。

本市でも、「SDGs 未来都市」として、本市の特性や強みを活かしたプラスチックごみ対策を積極的に推進していきます。

<これまでの本市のプラスチックごみ対策>（～令和 7(2025)年度）

開始時期	主なプラスチックごみ減量・リサイクルの取組み
平成 9(1997)年 11 月	ペットボトル分別収集開始
平成 12(2000)年 7 月	トレイ拠点回収開始（スーパー、市民センター等） ※白トレイ（2000(平成 12)年開始） 色トレイ（2002(平成 14)年開始）
平成 18(2006)年 7 月	家庭ごみ収集制度見直し （料金改定・資源化物有料指定袋導入、プラスチック製容器包装分別開始等）
平成 21(2009)年	小学生を対象としてプラスチック製容器包装リサイクルバスツアー開始
平成 30(2018)年 6 月	市内スーパーや市民団体との協定に基づくレジ袋無料配布中止
令和元(2019)年度	北九州市プラスチックスマート推進事業開始
令和 4(2022) 年度	「プラスチック資源循環促進法」施行
令和 5 (2023)年度	プラスチック一括回収事業開始 （容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収）
令和 6 (2024)年度	プラスチック再商品化事業開始 （国からの認定に基づき、製品プラスチックを市内で再商品化）
令和 6 (2024)年度	株式会社ビートルエンジニアリングと株式会社イオンが、北九州市の再生プラを活用した「引き出し」を販売
令和 7 (2025)年度	株式会社ビートルエンジニアリングと株式会社イオンが、北九州市の再生プラを活用した「ハンガー」を販売

1) 北九州市プラスチックスマート推進事業

自治体として取り組むべきプラスチックごみ対策として、「排出削減」、「リユース・リサイクル」、「徹底回収」等の様々な観点から、総合的な取組みを実施します。

【排出削減】

① 指定ごみ袋等のバイオマスプラスチック化

家庭ごみ用等の指定袋やまち美化ボランティア袋にバイオマスプラスチック原料を使用することにより、石油由来のプラスチック使用量を削減し、環境負荷の低減を図ります。



② 排出削減やプラスチックごみ問題に関する啓発

市民に温暖化や海洋汚染の原因となるプラスチックごみ問題の現状を正しく理解してもらい、エコバッグやマイボトルの使用、プラスチックごみの分別の徹底、ポイ捨てしない・ごみ出しマナーを守るなど、個人でもできる身近な取組みを様々な機会を通じて周知し、市民意識の向上を図ります。



③ 学校給食の牛乳をストローレス化

令和4(2022)年度からSDGsの達成に向けた取組みの一つとして、北九州市立学校の学校給食で提供される牛乳を政令市初となるストローレス対応に変更し、ストローの使用を廃止しました。プラスチックごみの削減だけでなく、児童生徒がプラスチックごみの実態を学ぶきっかけとし、環境問題への意識の向上を図ります。

【リユース・リサイクル】

① プラスチックに関する技術開発等の支援

プラスチックのリユース・リサイクル、バイオプラスチック利用等の技術開発を行う市内企業や研究機関等の取組みについて助成金を交付し、北九州発の新たな技術や素材の開発を支援します。

② プラスチックのリサイクルの推進【再掲】

プラスチックに対する分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るための広報、周知啓発等を行います。

【徹底回収】

① 大規模な海岸清掃やまち美化事業の実施

市民参加による大規模な海岸清掃やまち美化事業を通じて、プラスチックごみなどを回収し、陸域からの海洋流出を防止するとともに、海洋汚染の自然共生への影響を知ること、ごみのポイ捨てなどによる地球環境問題への意識向上を図ります。

【海岸清掃】



2) 本市の特性や強みを活かしたプラスチック対策の取組み

本市では、平成 18(2006) 年から開始し、市民に定着しているプラスチック製容器包装の分別・リサイクルに加えて、令和 5(2023) 年 10 月からプラスチック製品も一括回収しています。また、「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減の取組に関する協定」を始めとする市内小売事業者との環境部門での協力体制など、様々な特性や強みを有しており、今後もこれらを活かした本市独自のプラスチックごみ対策を実施します。

① プラスチック「製品」の分別回収・リサイクル

プラスチック資源の分別収集を促進するための措置として、従前のプラスチック製容器包装の分別回収制度を活用し、令和 5(2023) 年 10 月より家庭から排出されるプラスチック製品も一括して回収しています。

国からの認定に基づき令和 6(2024) 年 4 月より、回収したプラスチック製品は、市内で再商品化され、再び市民生活に活かされています。今後は、容器包装プラスチックについても独自の再商品化を検討し、地消・地循環の取組みをさらに推進します。

また、本市でごみ処理を受入れている市町に対しても、プラスチック製品の分別回収の実施を働きかけます。

② 使い捨てプラスチック削減に取り組む事業者への支援・PR

主に小売店や飲食店などで、消費者が「不要な使い捨てプラスチックを断りやすくする」「分別をしやすくする」等の取組みを実施する事業者について、その取組みに対する支援や広報を実施します。

③ 事業者による自主回収への協力

プラスチック製容器包装や製品の製造・販売事業者が相互に連携して行う自主回収（製造事業者が小売店等に回収ボックスを設置して使用済み容器をリサイクルするなど）の動きが広まってきていることを踏まえ、本市も実証や回収に向けて積極的に協力することで、市民意識の向上や回収量の増加を目指します。

(4) 食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

食品ロスとは、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品のことです。とても「もったいない」ごみです。

日本国内では、この食品ロスが生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に廃棄されており、令和 5(2023) 年度の推計値では、家庭系食品ロスが約 233 万トン、事業系食品ロスが約 231 万トン、合計約 464 万トンもの食品ロスが発生しています(環境省・農林水産省推計)。また、SDGs においても、目標 12 の「持続可能な

生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられるなど、国際的にも重要な課題となっています。

本市においても、食品ロスを削減することは、家庭系・事業系双方のごみの減量化に資するだけでなく、食料の生産・製造に必要な資源・エネルギーの節約、それらの活動で排出されるCO₂の削減など、環境負荷の低減をもたらします。

また、市民にとっては食費（家計費）の節約にもつながる取組みです。市民・NPO・事業者等のそれぞれの取組みとの連携を促進するため、様々な観点から多角的な取組みを推進します。

1) 家庭系食品ロスの削減

本市独自の食品ロス削減対策として、「3 切り」運動を発展させた「残しま宣言」運動を平成 27(2015) 年度から展開しています。この一環として様々な事業に取り組んできた結果、食品ロスの発生量が運動開始時と比較して約 32%減少したことなど、確実な成果があがっています。

しかしながら、まだ家庭ごみ全体の約 2 割、生ごみの約 4 割を食品ロスが占めています。これは 1 世帯あたり年間約 34kg 排出している計算となります(令和 5(2023)年度組成調査に基づく推計)。

このように食品ロスが家計費のロスとなっている実態を市民に分かりやすく周知し、「もったいない意識」の醸成と具体的な削減行動につなげ、リデュース（発生抑制）に努めます。

（生ごみのリサイクルの取組みは、11 ページ「生ごみリサイクル」参照）

【リデュース（発生抑制）】

① 「残しま宣言」運動の更なる展開

SDGs や、国の第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品ロス削減推進法に基づく基本方針(令和 2(2020) 年 3 月閣議決定)において家庭系食品ロスを平成 12(2000)年度比で令和 12(2030)年度までに半減する目標が示されていることを踏まえ、一層の削減が必要です。

そのため、まだ浸透しきっていない世代や世帯等にも「残しま宣言」運動の浸透を図るとともに、着実に削減するための新たな取組みについて検討・導入を行っていきます。

<具体的取組みの例>

○小学生向け啓発事業の実施 ～ 子どもの時から意識付けを行うため、小学校 4 年生を対象に、環境センター職員が行う出張授業にて、「残しま宣言」について記載した下敷きを配布し、啓発する。

○未就学児向け啓発事業 ～ 好き嫌いや食べ残しを題材とした紙芝居・紙芝居動画

を作成・配布し、市内の保育所や幼稚園での読み聞かせ等で、幼少期からの意識を育む。

- 冷蔵庫のクリーンアップ ～ 毎月19日を冷蔵庫クリーンアップの日と位置づけ、定期的な冷蔵庫の清掃と庫内の食材確認を促し、過剰な買い物や期限切れによる食品廃棄を減らす。
- リデュースクッキング講座の実施 ～ 生ごみの排出量を少なくし、余った食材を有効活用する調理方法を実践で学ぶ料理講座を開催する。
- 食品ロス情報ホームページの作成・公開 ～ 市民に一括してわかりやすく情報提供するため、独自のホームページを公開。
- 食品ロスダイアリーの活用 ～ 日記形式で食品廃棄の状況を記録することで、家庭内の実態を認識し、具体的な削減行動を促す。

② 食育、学校教育、消費者教育、子育て支援等との連携の強化

「第四次北九州市食育推進計画」や「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」により進められる、環境に配慮した食生活の実践の普及・啓発、残さず食べることや食への感謝の気持ちを育み、地産地消への理解を深めるような食育の取組みを、学校などと連携しながら進めます。

あわせて、消費者教育分野とも連携し、人や社会、環境に配慮する賢い消費行動であるエシカル消費の啓発に努めます。

また、子どもをはじめ多世代に食と居場所を提供する子ども食堂事業に対し、食品を提供する仕組みを構築するなど、子育て支援分野等とも連携しながら食品の有効活用を目指します。

③ 市民団体、NPO 等との連携

市民団体やNPO 等が行う、未利用食品を子ども食堂や困窮世帯等に提供するフードバンク活動や家庭の未利用食品を集めるフードドライブ活動については、食品の有効活用とごみの減量化の一つの手段として、引き続き市民への周知と理解を深めるための支援を行います。

あわせて、市民団体・企業等を対象に、外食時の食べ切り等に取り組む「食品ロス削減サポーター」への登録を促し、SDGs の取組みの一環としても、市民全体に削減の環を広げていきます。

2) 事業系食品ロスの削減

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく基本方針(令和元(2019)年7月公表)では、食品ロスの削減を含んだ食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組んだ上で再生利用等を推進することが示されました。また、食品ロス削減推進法に基づく基本方針(令和7(2025)年3月第二次方針)において、事業系食品ロスを平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに60%削減するという目

標が掲げられています。

事業系食品ロスの多くは飲食業や小売業から発生するため、飲食店や小売店をはじめとする食品関連事業者の主体的な取組みを促しながら、利用者側の市民の意識改革にも努めるなど、事業者や市民と連携し、リデュース（発生抑制）を中心とした食品ロス削減の取組みを推進します。

【リデュース（発生抑制）】

① 食品ロス削減推進法や食品リサイクル法に関する周知、対策の促進

食品ロス削減推進法や食品リサイクル法の内容や仕組み、目標値について、また市内の食品関連事業者（小売店、外食関連）の食品ロスの発生量・発生要因などの実態把握に努め、機会を捉えて周知・啓発するとともに、具体的な削減策の検討を促していきます。

② サプライチェーンに関わる食品関連事業者等との連携した取組み

食品関連事業者等自らが、サプライチェーン全体での食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深め、また商慣習の見直し等を図るとともに、社員等への啓発にも取り組んでいただくよう促します。

また、フードバンク活動について、その役割への理解と未利用食品の提供等について、検討や取組みを促します。

<具体的取組みの例>

○「残しま宣言」運動の更なる展開

外食時の取組み（食べ切れる量を注文する、開始 30 分・終了前 10 分などに食事を楽しむ時間をつくる等）について、一層の周知を図ります。また運動をサポートする取組みも実施します。

○小売事業者との連携

市内の主要な小売事業者 7 社と締結した「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減の取組に関する協定」（平成 30(2018)年 3 月）に基づき、これまでも「ばら売り」や「量り売り」、「閉店間際の割引セール」等に取り組んできました。

今後も、多様化するニーズへの対応や、食材の保存・活用の情報提供等について、事業者自らの取組みを促し、一層の連携した取組みを進めます。

○外食事業者等との連携

食べ切り等を促す飲食店を「残しま宣言応援店」として登録する制度を平成 27(2015)年度から開始し、約 330 店舗が日々食品ロスの削減に取り組んでいます令和 7(2025)年 12 月時点）。

今後も、制度の認知度向上や登録店舗の拡大、利用者側の削減意識の向上に努める

ことで、飲食店からの食品ロス削減を進めていきます。

また、料理が余った場合についても、衛生的な取り扱いを促しつつ料理の持ち帰りができる「ドギーバッグ」の活用を事業者・利用者双方に対し、呼びかけていきます。



【応援店の取組み】

特典付与 (食べ切ったグループに割引券付与等)
提供量の調整 (小盛メニュー導入、料理内容変更等)
持ち帰り対応 (自己責任での希望者への対応)
お声かけ運動 (食べ切りを促すお声かけの実践)
啓発活動 (掲示物等による啓発活動)
独自の取組み (苦手な食材の変更等)

① 食育・学校教育、消費者教育、子育て支援等との連携の強化（再掲）

「第四次北九州市食育推進計画」や「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」により進められる、環境に配慮した食生活の実践の普及・啓発、残さず食べることや食への感謝の気持ちを育み、地産地消への理解を深めるような食育の取組みを、学校などと連携しながら進めます。

あわせて、消費者教育分野とも連携し、人や社会、環境に配慮する賢い消費行動であるエシカル消費の啓発に努めます。

また、子どもをはじめ多世代に、食と居場所を提供する子ども食堂事業に対し、食品を提供する仕組みを構築するなど、子育て支援分野等とも連携しながら食品の有効活用を目指します。

② 市民団体・NPO 等との連携（再掲）

市民団体やNPO 等が行う、フードバンク活動や子ども食堂活動については、食品の有効活用とごみの減量化の一つの手段として、引き続き事業者の理解を深め、提供事業者の掘り起しに取り組む等、側面的な支援を行います。またフードバンク活動を支援する団体等とも連携していきます。

3) 災害に備えた備蓄食品の有効活用

災害等が発生した場合の備えとして、家庭をはじめ医療機関・オフィス等の事業所においても、業務継続確保の観点から食品の備蓄が進んでいくことが想定されます。一方で、食品には消費・賞味期限があることから、定期的な更新も必要となりますが、その際に、食品ロス削減の観点から、様々な用途で有効活用していくことが重要です。家庭においては、ふだん食べている食品を少し多めに買い置きして、日常で消費しな

がら食べた分を買い足していく、いわゆるローリングストック法や、備蓄食品を活用したレシピ等についても周知・啓発していきます。

また、本市の災害備蓄食品については、これまでもローリングストック法により、賞味期限が近くなった一部の食料を地域の防災訓練での体験使用や、防災イベントでの啓発品としての配布を行うなどして余すことなく活用しています。

4) 目標の達成状況

① 食品ロス量の削減

国は、食品ロス削減推進法に基づく基本方針（第一次方針：令和2(2020)年3月、第二次方針：令和7(2025)年3月）において、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに

○家庭系食品ロスは、50%削減（第一次方針）→50%削減の早期達成（第二次方針）

○事業系食品ロスは、50%削減（第二次方針）→60%削減（第二次方針）

という目標を示しており、本市においても国の目標と整合を図る形で取り組みを進めてきました。

現状、本市の食品ロス量は、以下のとおり目標を前倒しで達成できており、1)～3)に示した取り組みを進めることで、更なる食品ロス量の削減を進めていきます。

【本市の食品ロス削減の状況】

	平成12(2000)年度 (推計値)	目標値 (令和12(2030)年度)	現状 (令和6(2024)年度)
家庭系	49,752 トン	24,876 トン (50%減)	12,386 トン (75%減)
事業系	47,983 トン	19,193 トン (60%減)	13,547 トン (72%減)

※国の事業系食品ロス排出量は、産業廃棄物や民間でリサイクルされているものも含まれており、本市の食品ロス排出量とは定義が異なる。

② 食品ロス削減に取り組む市民の割合

国の基本方針では、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」という目標が示されており、本市も「行政評価に係る市民アンケート調査」等を活用し、「食品ロスの削減に取り組んでいる」と回答する市民の割合を80%にすることを目標として取り組みを進めてきました。

現状の市民アンケート調査では、食品ロスの削減を【心がけている】、【時々心掛けている】人を合わせた割合は95%となっており、1)～3)に示した取り組みを進めることで、更なる向上を目指します。

【食品ロス削減を実行する人の割合の目標値】

	令和 12(2030)年度 (目標年度)	現状 (令和 6(2024)年度)
「買いすぎない」、「作りすぎない」など、食品ロスの削減に取り組む人。	80%以上	食品ロスの削減を 心がけている 67% 時々心がけている 28%

5) その他の取組み

廃棄物の組成調査の実施により、食品ロスの実態把握に引き続き取り組み、効果的な削減対策に活かしていきます。

(5) ごみ処理施設の今後のあり方の検討

本市の廃棄物の適正処理・リサイクル体制を継続していくためには、ごみ処理施設の機能を維持・向上していくことが必要です。

焼却、最終処分といったごみ処理施設の今後のあり方については、「長期安定的なごみ処理体制の確保」を基本として、「大規模災害への対応」、「温室効果ガスの削減」、「広域処理」、「市・排出者それぞれの処理責任やコスト負担」の視点も加えて、様々な角度から検討を進めます。

本市のごみ処理施設

※処理量・埋立量（R6）は、市内の産業廃棄物・他都市ごみ・災害廃棄物を含む。

	名称	所在地	処理能力	処理量（R6）	処理対象	稼働年	使用期限
焼却工場	日明工場	小倉北区	【旧工場】600トン/日	77,953 ト	一般ごみ	H3	R6
			【新工場】508トン/日	25,909 ト		R7	R27頃
	皇后崎工場	八幡西区	810トン/日	159,104 ト	一般ごみ (一部破碎ごみ)	H10	R18頃
	新門司工場	門司区	720トン/日	115,654 ト		H19	R19頃
破碎中継施設	日明工場 不燃粗大仮置場	小倉北区	30m ³	ー ト	粗大ごみ	R2	R8頃
選別施設	日明かんびん 資源化センター	小倉北区	32.59トン/5h	5,229 ト	かん・びん ペットボトル 紙/バック トレイ	R3	R32頃
	本城かんびん 資源化センター	八幡西区	63トン/5h	3,982 ト		H9	R9頃
	名称	所在地	容量	埋立量（R6）	残容量（R7.3）	稼働年	使用期限
最終処分場	響灘西地区 廃棄物処分場	若松区	7,150千m ³	81千m ³	511千m ³	H10	R13頃
	響灘東地区 廃棄物処分場	若松区	2,534千m ³	建設中	ー	R14頃	未定【注】

【注】：産業廃棄物の受入条件等について、今後然るべき時期に決定することとしており、受入条件により埋立期間は変化する。

1) ごみ処理施設の機能維持・向上（最適な工場体制）

資源化施設を含めた既存のごみ処理施設に係る処理能力等の機能の維持・向上については、予防保全対策によって施設の長寿命化を図るストックマネジメント手法により、財政負担を抑制しつつ、進めます。

また、ごみ処理施設の建替えは、老朽化の状況に加え、ごみ量・質の変化、公害防

止対策や地球温暖化対策技術等の高度化・効率化の状況、災害に強い施設づくり、広域的な受入処理などを総合的に勘案して行います。

将来の焼却工場の建設に備え、国の方針やごみの減量化などの社会情勢を注視しながら、効率的な施設規模や工場体制を含めた検討を行います。

市に処理責任がある一般廃棄物とあわせて焼却してきた産業廃棄物（あわせ産廃）の処理について、他都市の動向や、市が処理するごみ量の推移などを検証するとともに、施設の負荷低減や施設規模の観点から見直しも含めて検討します。

【日明工場】

日明工場は前期間中に施設の更新を行い、令和 7(2025) 年度から新施設を稼働させました。今後の施設運用にあたっては、PFI 事業であることから、受託事業者に機能維持を求めます。旧工場は今後解体工事を進めていきます。

また、不燃系粗大ごみについては、本城資源化センターの建設（令和 9(2027) 年稼働予定）を進めています。

【皇后崎工場】

日常的な維持管理を適切に実施することにより、機能の維持を図るほか、平成 24(2012)～平成 28(2016)年度には基幹的設備改良工事による延命化を行いましたが、使用年限（令和 18(2036) 年頃）が近づいていることから、将来の施設更新等を検討します。

【新門司工場】

日常的な維持管理を適切に実施することにより、機能の維持を図るとともに、使用年限の到来を見据え、基幹的設備改良工事による延命化を含め、今後の最適な工場体制の構築を目指していきます。

【かんびん資源化センター】

日明かんびん資源化センターは、令和 3(2021) 年度から新施設を稼働させました。今後の施設運用にあたっては、日常的な維持管理を適切に実施することにより機能の維持を図ります。

本城かんびん資源化センターは、使用年限（令和 9(2027) 年頃）が近づいていることから、本城資源化センターの建設（令和 9(2027) 年稼働予定）を進めています。

2) 廃棄物処分場の確保

快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくためには、長期、安定的に廃棄物処分場を確保していく必要があります。今後も、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進めます。

また、新処分場は、現在の処分場に比べて容量が小さく、長期安定的な運用を図るため、受入れ条件の見直しも含め運用方法を検討します。



3) 焼却灰の資源化の推進

平成 19(2007) 年から稼働している新門司工場ではシャフト式ガス化溶融炉を採用し、焼却灰を溶融物（メタル・スラグ）として資源化し有効活用しており、今後も品質確保に努めます。

皇后崎工場で発生する焼却灰の一部を、セメント原料として有効活用していきます。

(6) ごみ処理の広域連携

国の廃棄物処理施設整備計画（平成 30(2018) 年閣議決定）では、将来にわたる廃棄物の適正処理の確保にあたっては、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があり、そのためには、廃棄物の広域的な処理を進めていく必要があるとされています。

また、広域行政については、一定の圏域の市町村がそれぞれの資源や機能の効率的な活用を図り、広域による行政展開のメリットを最大限引き出しながら、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を図る、「連携中枢都市圏構想」という都市間連携の枠組みが構築されています。本市でも、近隣の 5 市 12 町とともに「第 3 期北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン（令和 8(2026) 年 4 月）」を策定しており、連携市町とともに圏域内の環境保全・循環型社会構築に向けた取り組みや、広域的な観点を含めた廃棄物処理体制のあり方を検討していきます。

加えて、今後県が策定する「長期ごみ処理広域化・集約化計画を踏まえ、県及び近隣自治体と連携を図りながら、圏域内の長期・安定的な廃棄物処理体制の構築を目指します。

一方で、本市の焼却施設や最終処分場の受入能力には、一定の限界があります。今後の広域連携の方向性は、受入市町によるコスト負担も含めて、本市の「ごみ処理施

設の今後のあり方」と一体的な検討を進めます。

1) 一般廃棄物の広域的な受入れ

本市のごみ処理施設での受入れにあたっては、当該団体の首長、議会からの要請を受け、本市との間で基本協定を締結するとともに、毎年度、一般廃棄物処理業務の委託契約を締結しています。また、受入れの前提として、次の三原則に適合していることを毎年度確認しています。

- 本市のごみ処理に支障がないこと
- 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと
- 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

新たに、北九州都市圏域を中心とした周辺自治体から受入れ要請があった場合には、受入れの前提である三原則等、本市の基本的な考え方に基づいて検討します。

また、エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、ごみ処理施設での受け入れ処理と同様に地域循環共生圏を構築する観点からも、推進します。

(7) 災害廃棄物処理

近年、我が国では、全国的に大雨や台風による大規模な自然災害が頻発しており、大量の災害廃棄物が発生しています。本市でも、これまで、被災自治体等からの要請に基づき災害廃棄物の受入処理支援を行ってきたほか、西日本を中心に甚大な被害をもたらした「平成 30 年 7 月豪雨」では、市内でも大量の災害廃棄物が発生するなど、自然災害に見舞われるリスクが高まっています。

今後も、「北九州市災害廃棄物処理計画（令和元(2019) 年 6 月策定）」に基づき、平時から大規模災害に備えておくことが必要です。

1) 大規模災害への対応

大規模災害時における廃棄物の安定処理の確保のため、今後の施設整備にあたっては、災害時でも、ごみを燃やすことで工場稼働に必要な発電を行うなど自立して運転できる能力を備えることや、大量にごみが発生する被災時にごみの受入れが可能となるごみピットを備えるなど、大規模災害への対応の視点を踏まえて検討します。また、地域の防災拠点として、エネルギー供給拠点や避難場所としての機能なども備えることを検討します。

加えて、被災時には大量の災害廃棄物が発生することから、今後とも大規模な仮置場の確保に努めます。

2) 災害廃棄物の受入処理（支援）

大規模、広範囲に及ぶ災害によって、災害廃棄物が大量に発生し、また、ごみ処理施設の被災によって、ごみ処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態が想定さ